様式第54号（第16条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

入湯税の更正・決定・加算金額決定通知書

地方税法第701条の９、第701条の12又は第701条の13の規定により、　　　　年　　月分に係る入湯税額について次のとおり更正・決定・加算金額を決定しましたので、通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 申告又は更正前のもの  ① | 更正又は決定をしたもの  ② | 差引  （②－①） |
| 課税標準 | 人 | 人 | 人 |
| 税額 | 円 | 円 | ③  円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 加算金の種類 | 基礎となる金額 | 税率 | 加算金額④ |
|  | 円 |  | 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| この通知書により納入すべき金額又は減少する金額（③＋④） | 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 納期限 | 年　　　　月　　　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 更正・決定・加算金額決定の理由 |  |

（注）１　納入すべき金額及び延滞金を納期限までに丸亀市指定金融機関等へ納めてください。

　　　　２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

　　　　　　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　　　　　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。